

議員提出議案第10号

都市農業の振興及び農地の保全に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成26年3月27日

提出者

6番	米川 大二郎	24番	平田 みつよし
25番	筒井 たかひさ	29番	上村 やす子
30番	三小田 准一	31番	中村 しんご
32番	荒井 彰一	33番	上原 ゆみえ
34番	出口 よしゆき	35番	安西 俊一
39番	米山 真吾	40番	清水 忠

葛飾区議会議長 秋家 聡 明 殿

都市農業の振興及び農地の保全に関する意見書

本区では、収益性の高い農業が展開され、区民をはじめ多くの方々に新鮮で安全・安心な農産物が提供されている。また、その生産基盤である農地は、区民生活に潤いと安らぎをもたらし、防災や環境保全等の面からも大きく貢献している。

しかし、近年、持続的な農産物価格の低迷に加え、肥料などの高騰によって収益性が悪化するなど、都市農業を取り巻く環境は厳しさを増していることに加え、農家の相続時における高額な税負担などにより、区内はもとより都全体でも、農地は年々減少を続けている。特に市街化区域内の農地の減少は著しく、平成14年からの10年間で967ヘクタール減少し、歯止めが掛からない状況である。

こうした状況を踏まえ、都においても、市街化区域内における農地制度と税制度の改善を長年にわたり国に要請してきたが、いまだ実現していない。このままでは、農業従事者の高齢化が進む中で、今後も相続等を契機として、かけがえのない都市農地が減少し続けることは明らかである。一度失われた農地を取り戻すことは極めて困難であり、一刻も早い対応が必要である。

現在、国においても、都市農業・農地の役割を再評価し、都市の中で、その機能を活かしていくための議論が始まっており、この機会に、都市農業・農地が持続可能となる政策

へと転換を図る必要がある。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、都市農業振興の根拠法となる「都市農業・都市農地基本法（仮称）」の早急な制定を強く求めるとともに、現行の都市農地制度や相続税制度等の改善を行うなど、都市農業の振興と都市農地の保全のために必要な措置を講ずるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。